|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改定案 |
| 第２章　　各環境影響評価項目の調査・予測・評価第１　大気質１　細項目の選定細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表１－１の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。表１－１　細項目（大気質）(1) 環境基準に定める項目二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質(2) 大気汚染防止法に定める項目いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、炭化水素、粒子状物質、揮発性有機化合物(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、Ｎ－エチルアニリン、クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、マンガン、マンガン化合物、Ｎ－メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド(4) その他必要な項目　非メタン炭化水素　等 | 第２章　　各環境影響評価項目の調査・予測・評価第１　大気質１　細項目の選定細項目は対象事業の種類や規模、発生する排出ガスの状態（排出の考えられる大気汚染物質）及び関連車両の走行等を踏まえ、表１－１の中から選定すること。（以下、選定した項目を「大気汚染物質」という。）細項目は、一般環境と沿道環境に分けて選定すること。表１－１　細項目（大気質）(1) 環境基準に定める項目二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質(2) 大気汚染防止法に定める項目いおう酸化物、ばいじん、一般粉じん、石綿、カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛、窒素酸化物、水銀、水銀化合物、炭化水素、粒子状物質、揮発性有機化合物(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める項目アニシジン、アンチモン、アンチモン化合物、Ｎ－エチルアニリン、クロロエチレン、クロロニトロベンゼン、臭素、水銀、水銀化合物、銅、銅化合物、ニッケル化合物、バナジウム、バナジウム化合物、砒素、砒素化合物、ベリリウム、ベリリウム化合物、ベンゼン、ホスゲン、ホルムアルデヒド、マンガン、マンガン化合物、Ｎ－メチルアニリン、六価クロム化合物、エチレンオキシド(4) その他必要な項目　非メタン炭化水素　等 |

環境影響評価技術指針の改定に係る新旧対照表